

委託業務総合評価落札方式試行要綱 新旧対照表

委託業務総合評価落札方式試行要綱の一部を次のとおり改正する。

新	旧
<p>(技術資料の審査等)</p> <p>第8条</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 契約担当者は、第5条第1項(1)</u>  <u>の簡易型における入札者が1者であ</u>  <u>った場合は、技術資料の審査を省略</u>  <u>することができるものとし、その場</u>  <u>合は、入札価格に基づく価格点と入</u>  <u>札者の自己評価に基づく技術評価点</u>  <u>を加算した総合評価点をもって第1</u>  <u>位の者とする。</u></p> <p><u>6 契約担当者は、第5条第1項(2)</u>  <u>の標準型における入札者の技術資料</u>  <u>の審査については、入札参加資格の</u>  <u>確認と併せてすべての入札者につい</u>  <u>て開札前に行うものとする。</u></p> <p>(落札者の決定方法)</p> <p>第9条 契約担当者は、第5条第1項  (1)の簡易型については、前条第  3項に基づく審査後の総合評価点が  最も高い者、又は前条第5項に基づ  <u>く第1位の者を落札候補者とする。</u></p>	<p>(技術資料の審査等)</p> <p>第8条</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 契約担当者は、第5条第1項(2)</u>  <u>の標準型における入札者の技術資料</u>  <u>の審査については、入札参加資格の</u>  <u>確認と併せてすべての入札者につい</u>  <u>て開札前に行うものとする。</u></p> <p>(落札者の決定方法)</p> <p>第9条 契約担当者は、第5条第1項  (1)の簡易型については、前条第  3項に基づく審査後の総合評価点が  最も高い者 _____  _____ を落札候補者とする。</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

新	旧
<p><b>1 2 記載内容に関する留意事項</b></p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) 簡易型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点が最高である者」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではない。また、簡易型の入札者が1者であった場合、原則、技術資料の審査を省略していることから、契約結果情報で公表された評価点は審査後の結果ではない。(申請した内容を全て発注者が認めたと解釈しないこと)</p> <p>( 3 ) ~ ( 1 0 ) 略</p>	<p><b>1 2 記載内容に関する留意事項</b></p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) 簡易型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点が最高である者」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではない。_____ (申請した内容を全て発注者が認めたと解釈しないこと)</p> <p>( 3 ) ~ ( 1 0 ) 略</p>

新	旧
<p>公告文例（共通事項）建設コンサルタント業務・総合評価【簡易型】</p> <p>7 技術資料の審査</p> <p><u>（１）技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約当事者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。</u></p> <p><u>（２）入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。</u></p> <p><u>（３）前項の審査の結果、総合評価点の第１位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第１位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。</u></p> <p><u>（４）契約当事者は、入札者が１者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札者の自己評価点をもって総合評価点の第１位の者とする。</u></p> <p>8 落札者の決定方法</p> <p>（１） 契約当事者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札者の申請に基づく価格以外の評価点と入札価格に基づく価格点で算出した総合評価点の最も高い者について、あらかじめ提出された総合評価に係る技術資料により、総合評価点の審査を行う。その結果、審査後の総合評価点が高いときは当該者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者が２者以上であるときは、電子入札運用基準第１６に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。<u>なお、入札者が１者であった場合は、7（４）に基づく第１位の者を落札候補者とする。</u></p> <p>（２）～（７） 略</p> <p>9 以降の項目番号を変更</p>	<p>公告文例（共通事項）建設コンサルタント業務・総合評価【簡易型】</p> <p>（新規追加）</p> <p>8 落札者の決定方法</p> <p>（１） 契約当事者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札者の申請に基づく価格以外の評価点と入札価格に基づく価格点で算出した総合評価点の最も高い者について、あらかじめ提出された総合評価に係る技術資料により、総合評価点の審査を行う。その結果、審査後の総合評価点が高いときは当該者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者が２者以上であるときは、電子入札運用基準第１６に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。 _____</p> <p>（２）～（７） 略</p>